公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)(以下、「細則」という。)に基づき下記のとおり特定者以外に参加意思を有し、応募資格を満たす者の有無を確認する公示を行います。

2022年4月26日

独立行政法人国際協力機構 関西センター 契約担当役 所長 佐藤 恭仁彦

調達管理番号	22c00185000000
調達件名	2022-2024 年度課題別研修「博物館とコミュニティ開発」に係る研
	修委託契約(参加意思確認公募)
業務内容	別紙1「業務仕様書」による
契約履行期間	2022年6月10日~2023年2月24日(予定)
	(特段の問題がない限り、2023年度、2024年度も単年度ごとに契
	約する。)
選定方法	参加意思確認公募(詳細は別紙1「業務仕様書」による)
特定者	大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立民族学博物館
応募資格	公示日において有効である全省庁統一資格を有すること。又は、
	当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
	その他、細則参加資格及び業務仕様書に記載の応募要件に該当す
	ること
参加意思確認	2022 年 5 月 13 日 17:00
書提出期限	
契約担当部署	関西センター 研修業務課
	電話番号: 078-261-0383
	メールアドレス: <u>ksictp1@jica.go.jp</u>
その他	その他詳細は別紙1「業務仕様書」による
独立行政法人	応募をもって、以下のいずれにも該当しないことに誓約したもの
国際協力機構	とみなします。
契約事務取扱	(1) 当該契約を締結する能力を有しない者
細則参加資格	(2)破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
	(3)独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程
	(平成 24 年規程(総)第 25 号)第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

	(4)独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程(平成 20 年規程(調)第 42 号)に基づく契約競争参加資格停止措置を 受けている者
情報の公表について	本競争への参加を以て、選定結果情報、契約情報(法人、個人、 団体名(共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員も同 様)を含む)の公表に同意したものとみなします。
	機構の契約に関する情報の公表の基本方針は下記ウェブサイトの 通りです。 「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」
	https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html

2022-2024 年度課題別研修「博物館とコミュニティ開発」に係る 参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構関西センター(以下「JICA関西」という。)は以下の業務について、別紙2のとおり参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた文化遺産保全・地域開発・観光開発の中核を担う人材に対し、所定の案件目標を達成するべく、地域コミュニテイと結びついた博物館の運営ならびに博物館学全般について必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立民族学博物館(以下「特定者」という。)を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、博物館学及び博物館を通した社会連携に関して、学術分野及び民間分野を含む人材ネットワークのハブ機能を有しており、産官学民の優れた講師を招請できるほぼ唯一の機関であり、以下「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていると考えますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

別紙2「研修委託契約業務概要」の通り。

2 応募要件

- (1) 基本的要件:
 - ① 業務内容を遂行する法人としての能力を備え、実施体制を構築できる者。
 - ② 2022 年度を第 1 回目として受託し、2024 年度まで計 3 回、同一案件を受託可能である者。本件公募は 2022 年度、2023 年度、2024 年度に実施する研修(3 回分)を対象に実施しますが、契約は年度ごとに分割して締結します。なお、各年度の契約を締結する際には、前年度の業務実施状況が良好であることを確認のうえで、契約を締結します。(ただし、研修対象国の状況など、予期しない外部条件が生じた場合を除きます。)

(2) 資格要件等:

- ① 公示日において、令和 04・05・06 年度全省庁統一資格競争参加資格(以下「全省庁統一資格者」という。)を有する者。
 - なお、全省庁統一資格保有者でない者で参加意思確認書を希望する者は、 必要な書類を提出していただくことで、当機構における参加資格審査を受 けることができます。
- ② 一般契約事務取扱細則第4条第1項の規定に該当しない者。 具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」 (平成20年10月1日規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり扱います。
 - ・ 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - ・ 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。
- ④ 以下を要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者(以下、「提出者」という。)は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

- ア. 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、 社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等(これらに準ずるもの又は その構成員を含む。平成16 年10 月25 日付警察庁次長通達「組織 犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。)であ る。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等関する法律(平成3年法律第77号)第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りなが らこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難される べき関係を有している。
- ク. その他、提出者が兵庫県の暴力団排除条例(平成22 年兵庫県条例第 35 号)に定める禁止行為を行っている。
- ⑤法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等(※1)を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

(中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関する

ガイドライン(事業者編)」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」 に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する 基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握 した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。
- (※1) 特定個人情報等とは個人番号(マイナンバー)及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- (※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の 事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。
- 個人番号利用事務実施者
- ・委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行 う事業者
- ・金融分野(金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野)の事業者
- 個人情報取扱事業者

3 手続きのスケジュール

	_				
	提出期間	2022 年 4 月 26 日 (火) 午前 10 時 から 2022 年 5 月 13 日 (金) 午後 5 時まで			
	提出場所	〒651-0073兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 JICA 関西研修業務課(担当:齋藤、後藤)			
		別紙3参加意思確認書			
	提出書類	別紙4資格審査申請書 別紙5誓約書			
(1)参加意思確		応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない			
認書の提出		者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式(写し可)			
	提出方法	メール、持参又は郵送で提出(郵送の場合は書留としてください。) メール送付先: ksictp1@jica.go.jp メールタイトル:【2022-2024 年度課題別研修「博物館とコミュニティ開発」参加意思確認書の提出 (社名〇〇)】			
	通知日	2022年5月18日(水)			
(2)審査結果の 通知	通知方法	メール又は郵送で通知(参加意思確認書を提出した団体のみ、提出のあった方法に応じて通知) ※なお、特定者には、JICA関西ホームページ上(調達			

		選定結果)で通知する。
	請求場所	〒651-0073兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2
		JICA 関西研修業務課(担当:後藤)
	請求方法	メール、持参又は郵送で提出(郵送の場合は書留とし
		てください。)
(3)応募要件無		メール送付先: <u>ksictp1@jica.go.jp</u>
しの理由請求		メールタイトル:【2022-2024 年度課題別研修「博物
		館とコミュニティ開発」参加意思確認公募/応募要
		件無しの理由請求(社名〇〇)】
	請求期限	2022年5月24日(火)
	回答方法	メール又は郵送で回答

4 その他

- (1)提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3)提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4)機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に 提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がない場合は、特定者との随意契約手続きに 移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札(総合評 価落札方式)または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等 の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨:日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金:免除します。
- (11)共同企業体の結成を認めます。

※共同企業体の結成を認める場合:

共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体を構成する社、又は代表者及び構成員全員が、上記2(1)(2)の応募資格を満たす必要があります。共同企業体を結成する場合は、「共同企業体結成届」(様式はありません。)を作成し、「参加意思確認書」に添付してください。結成届への代表者印及び構成員すべての社の社印は省略可とします。

- (12)メール送信の際の留意点は以下のとおりです。
 - ① メールの受信制限があるため、送付メールの容量は 20MB 以下としてください。
 - ② データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書(別紙3)の PDF データを受領後1 営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト(ギガポッド)の URLと、同 URL にログインするための ID とパスワードをメールで送付します(ただし、パスワードについては、別メールにて送付します)。同 URL にアクセスし、ID とパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトに

アップロードした後、必ずメールにて担当者へ一報ください。

- ③ 上記大容量データ受け渡しサイト(ギガポッド)が利用できない場合は、郵送又は持参で提出してください。
- ④ JICA 関西では、受信内容を確認の上、24 時間以内に(土・日・祝日をはさむ場合は 翌営業日の17 時までに)受信確認メールを送付しますが、万一連絡がない場合は、JICA 関西へ問い合わせをお願いします。メール提出時刻から24 時間以内の問い合わせは原則受付けませんので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨します。

担当部課: JICA 関西研修業務課

研修委託契約業務概要

※以下の記載は 2022 年度に関するものです。2023 年度及び 2024 年度の計画については、研修期間や対象国の変更を含めて当該年度に決定します。

1 研修コース概要:

(1)研修コース名

課題別研修「博物館とコミュニティ開発」

(2) 研修期間(予定)

- ① 全体受入期間: 2022年10月24日から2022年12月14日まで
- ② 【遠隔研修】技術研修期間: 2022 年 11 月 7 日から 2022 年 11 月 15 日まで
- ③ 【対面研修】技術研修期間: 2022 年 11 月 16 日から 2022 年 12 月 13 日まで ※COVID-19 感染拡大防止対策により来日が制限されているため、2022 年度は 待機期間中の遠隔(オンライン)及び対面のハイブリッド形式による研修を行う。2023 年度・2024 年度は、各年度 1 回ずつ、来日を中心とした研修を実施 する予定だが、今後の状況を見て実施方法を決定する。

(3)対象となる研修員(予定)

① 定員 : 10 人(予定)

② 対象国 : パキスタン、パプアニューギニア、ヨルダン、エジプト、ザンビア、イラク、カンボジア

③ 対象組織: 人文社会系及び自然系博物館並びに文化遺産管理機関

(4)使用言語

英語(講義等は、英語で実施する。ただし、対応困難な場合は、JICA が通訳を手配して対応する。)

(5) 研修の背景・目的

多くの開発途上国において、開発と経済成長を最優先するあまり、自国の文化・自然遺産が適切な保護を受けずに失われていくという現状がある。このような中、文化・自然遺産の保護・継承はますます重要な課題となっている。博物館は、有形・無形の文化遺産を収集、保存、展示することで、国家・民族としてのアイデンティティを確立するという点のみならず、その地域の文化を世界に紹介するという意味でも重要な役割を果たしている。また、博物館が観光振興の要となり、地域経済の成長に貢献することもしばしば見受けられ、その需要はますます大きくなっている。さらに博物館は、資料収集や研究の成果を外部へ発信する事で、地域における教育施設としても大きな役割を果たす事ができる。本研修では、途上国の博物館学芸員を対象に、博物館活動に不可欠な実践的手法を習得する総合的な研修を行い、各国の経済・文化振興やコミュニティの観光開発に貢献できる人材を育成することを目的とする。

(6) 案件目標

参加各国の博物館において地域コミュニティと結びついた博物館の運営が

促進され、その為の知識と経験、手法が当該国の博物館等の学芸員、職員間で 共有される。また研修を通じて築き上げられた国際的ネットワークによって、 その知識・手法の相互の持続的啓発が可能となること。

(7) 単元目標(アウトプット)

- ① 自国における博物館活動や自身の専門分野の概要について説明し、関係課題について明確に把握することができる。
- ② 博物館学の理論と実践についての総論的事項を解説・普及できる。
- ③ 博物館マネジメントについて、自ら計画を立て、実践・普及できる。
- ④ 資料収集・記録・保存の方法及びリスク管理の方法について実践・普及できる。
- ⑤ 資料の展示について、設計・実施のノウハウを体得し実践・普及できる。
- ⑥ 博物館における教育と社会連携について、計画を立て、実践・普及できる。
- ⑦ 博物館の地域コミュニティへの貢献について、計画を立て、実践・普及できる。
- ⑧ 選択した特定の専門分野の能力を伸ばすことができる。
- ⑨ 日本で得た知見や技術を用いて、所属博物館の実情に応じた普及プログラム案を作成できる

(8) 研修項目(予定)

【事前活動】自国における博物館の状況及び研修員の所属する博物館の活動並びに職務内容についてのレポートを作成する。

【遠隔研修】次の項目に関する講義及び討論を行い、帰国後に実施する普及プログラム案を作成する。1. 日本ならびに世界の博物館の歴史と現状、法体系、倫理規定、各国の文化政策 2. 資料の調査、収集、保存、梱包と輸送、写真撮影、映像記録、データベース化、広報、ミュージアム・ショップの運営、新型コロナ対策 3. 展示の設計と実際、ユニヴァーサル・デザイン、学校・生涯教育との連携、住民との協働、観光の振興、歴史的記憶の継承 4. 資料保存、展示デザイン、博物館と地域の連携、考古資料の発掘と管理等個別プログラム履修による専門的知識・技術の習得

【本邦活動】上の項目に関する実習及び視察を行い、帰国後に実施する普及プログラム案を作成する。

- (9) 研修付帯プログラム(参考情報: JICA 関西が実施するプログラム)(予定)
 - ア. ブリーフィング (滞在諸手続き): 来日翌日 0.5 日間 通常来日の翌日に、来日時事務手続き・滞在諸手当の支給手続き等についての説明を JICA において実施する。
 - イ. プログラム・オリエンテーション (研修概要説明): 来日翌日1時間程度
 - ウ. ジェネラルオリエンテーション:来日2日後1日間 技術研修に先立って、日本滞在中の必要知識として、日本の社会・政治・ 経済・文化などについて、JICAにおいてオリエンテーションを行う。
 - エ. 評価会及び閉講式:技術研修最終日0.5日間

2 委託業務の範囲及び内容

(1)契約履行期間(予定)

2022年6月10日~2023年2月24日

(この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます)

(2)業務の概要

人文社会系、自然系博物館、あるいは文化遺産管理機関に所属する研修員に対して、研修目標達成のために地域コミュニテイと結びついた博物館の運営に必要な知識と経験、手法についての研修を行う。

(3)業務(研修)実施方法

① 講義:

テキスト・レジュメ等を準備し、必要に応じて視聴覚教材を利用して研修員の理解を高めるよう工夫する。なお、これらの翻訳・印刷が必要な場合には、原則 JICA 又は JICA が指定する団体を通じて行うため、これらとの密な調整を行うこと。

② 演習:

講義との関連性を重視し、テキストを参照しながら講義で学んだ内容の確認と応用力を養えるように工夫し、帰国後の実務に役立つことを目指す。

③ 見学・研修旅行:

講義で得られた知見を基に、現場視察や関係者との意見交換を通じて、研修員が当該研修分野に関する理解を深められる旅行計画を策定する。なお、旅行に伴う移動手段・宿泊は、原則として JICA 又は JICA が指定する団体を通じて行うため、これらとの密な調整を行うこと。

4 レポート作成・発表:

各レポートの作成・発表に当たっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、併せて帰国後の問題解決能力を高めるよう努める。

(4)業務の実施方法

上記1(5)の目的を達成するために、以下の業務を実施する。

- ①研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- ②講師・見学先・実習先の選定
- ③講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- ④教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- ⑤講師・見学先への連絡・確認
- ⑥JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- ⑦講義室・会場等の手配
- ⑧使用資機材の手配(講義当日の諸準備を含む)
- ⑨テキストの選定と準備(視聴覚教材の作成、翻訳・印刷業務を含む)
- ⑩講師への参考資料(テキスト等)の送付

- ⑪講師からの原稿等の取り付け、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- (12)講師・見学先への手配結果の報告
- ③研修監理員との連絡調整
- (4)プログラム・オリエンテーションの実施
- 15研修員の技術レベルの把握
- 16研修員作成の技術レポート等の評価
- ⑪研修員からの技術的質問への回答
- 18研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- ⑨評価会、技術討論会(各種レポート発表会含む)の準備、出席
- 20 閉講式実施補佐
- の研修監理員からの報告聴取
- ◎講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- ②業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- ②関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3 契約金額

JICA が定める基準に基づき積算した見積書を基に、契約交渉を経て決定する。

4 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書と経費精算報告書を各1部ずつ、技術研修 期間完了後速やかに提出する。

5 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語ー日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を2名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ(通訳)、研修員の研修理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します(委任契約)。
- (2) 研修員及び同行者(上限1名)の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のものですので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイド ライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.iica.go.ip/activities/schemes/tr_iapan/guideline.html

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構 関西センター契約担当役 所長 佐藤 恭仁彦 殿

> 提出者 (所在地) (貴社名) (代表者役職氏名)

課題別研修「博物館とコミュニティ開発」に係る参加意思確認公募について」に係る応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

2 応募要件

(1) 基本的要件:

令和 04・05・06 年度全省庁統一資格を有する場合、同資格審査結果通知書(写し) を添付してください。

同資格審査結果通知を有していない場合は次の書類を添付してください。

- ▶ 資格審査申請書 別紙4
- ▶ 登記事項証明書(写) (法務局発行の「履行事項全部証明書」、発行日から3ヶ月以内のもの)
- ▶ 財務諸表(直近1ヵ年分、法人名及び決算期間が記載されていること)
- ▶ 納税証明書(写) (その3の3、発行日から3ヶ月以内のもの)

(2) その他の要件:

特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況が分かる証明書を提出してください。

※ その他組織概要等のわかるパンフレット等を添付してください。

資格審査申請書

20 年 月 日

独立行政法人 国際協力機構 関西センター契約担当役 所長 佐藤 恭仁彦 殿

課題別研修「博物館とコミュニティ開発」への参加資格に対する審査を申請いたします。なお、この申請書の全ての記載事項及び添付書類については、事実と相違ない事を誓約します。

1 申請者

甲胡伯 ふりがな					
会社名					
ふりがな					
代表者 役職名・氏 名	(* 役職名か	[、] 登記簿謄本	と異なる場	合、役職名が研	雀認できる書類を添付
直近決算日	西暦	年	月	日	
本社所在地	₹			TEL : FAX :	

2 担当者連絡先 (JICA からの連絡する場合に、窓口になっていただく方)

担当者	│
連絡先	•
(本社所在地と	TEL :
同一の場合	FAX:
は記入不要)	I AA .
部署名	
ふりがな	
担当者	
役職名・氏	
名	Email:

3 希望する資格の種類 (*注: 登記されている事業に限る)

資格の種類	注)希望する資格にO印をご記入くだ さい。(複数選択可)
物品の製造	
物品の販売	
役務の提供等	
(物品の製造、販売以外全て)	

4 経営状況

別紙に必要数値をご記入ください

5 添付書類

	添付書類	確認欄 <i>添付したものにOをつけてください。</i>
1	登記事項証明書 (写)	
2	財務諸表(直近1ヵ年分、法人名、 決算期間が記載されていること)	
3	納税証明書その3の3(写)	

注)公的機関が発行する書類(1. 登記事項証明書、3. 納税証明書) については、発行日から3ヶ月以内のものに限ります。

本申請書に記載された情報は、氏名を除き一般公開の対象となります。また、当機構において、個人情報に関する部分は、入札競争・プロポーザル選考・見積徴収等の実施に際し、企業選定と資格確認のためにのみ利用されます。

別 紙 経営状況 ※下記金額は、千円未満を四捨五入すること。

1 営業実績

販売、製造等の営業実績(売上高)を直前2ヵ年分記入する。

直前決算年度(千円)	直前々決算年度(千円)	平均実績額(千円)
А	В	① (A+B) /2

2 自己資本額

直前決算時の金額を記入する。なお、欠損はマイナス表示とする。

	直前決算時(千円)	剰余(欠損)金処分(千 円)
資本金		
準備金・積立金	(注1)	
次期繰越利益(欠損)金		(注2)
小 計	Α	В
合 計	② A+B (注3)	

注1:(貸借対照表の純資産の部)-(資本金)-(繰越利益剰余金)=(準備金、積立金、

資本剰余金、自己株式、評価・換算差額、新株予約権 等の合計)

注2: 繰越利益剰余金

注3:貸借対照表の純資産合計と一致

3 流動比率

直前決算時の金額を記入する。

• ••			
	流動資産(千円)	A	③ (A/B) ×100 (%)
	流動負債(千円)	В	

4 営業年数 登記事項証明書の会社設立の年月日からの満年数を記載

④ 年

提出日: 年月日

誓約書

独立行政法人 国際協力機構 関西センター 契約担当役 所長 佐藤 恭仁彦 殿

課題別研修「博物館とコミュニティ開発」の競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

役職印

1 反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 競争参加者の役員等(競争参加者が個人である場合にはその者を、競争参加者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等(これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。)である。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、 又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力 し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれ を不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、兵庫県の暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35条)に定める禁止行為 を行っている。

2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等(※1)を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

(中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン (事業者編)」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に 従った配慮がなされていること。)

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規 程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担 当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、 適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。
- (※1) 特定個人情報等とは個人番号(マイナンバー)及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- (※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。
- 個人番号利用事務実施者
- 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野(金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1条第1項に定義される金融分野)の事業者
- 個人情報取扱事業者